

福島県後期高齢者医療広域連合職員の任用に関する規則

平成19年2月1日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第17条から第22条まで及び第22条の3の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員（法第22条の2の規定により採用された会計年度任用職員及び第22条の3の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者を職員の職に任命することをいう。
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって前2号に定めるものに該当しないものをいう。

(競争試験による採用の原則)

第3条 職員の採用は、第36条の規定により選考によることが認められている場合を除き、補充しようとする職を対象として行われた採用試験（職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。）の結果に基づいて作成された採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された者の中から行うものとする。

(採用試験の目的)

第4条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性（以下「能力及び適性」という。）を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。

(採用試験の種類等)

第5条 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上級試験（大学卒程度）
- (2) 中級試験（短大卒程度）
- (3) 初級試験（高校卒程度）

2 前項各号に掲げる採用試験の対象となる職は、別表第1に定めるとおりとする。

(採用試験の区分)

第6条 前条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職は、別表第2の採用試験の対象となる職の欄に定めるとおりとする。

(試験種目)

第7条 採用試験による職務遂行に必要な能力及び適性の判定は、第5条第1項各号に掲げる採用試験ごとに別表第2の試験種目の欄に掲げる方法（以下「試験種目」という。）により行う。

2 試験種目のうち、教養試験及び専門試験の出題分野は、広域連合長がその都度定める。

(採用試験の程度)

第8条 採用試験により判定する知識その他の能力の程度は、第5条第1項第1号に掲げる採用試験については学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の程度、第5条第1項第2号に掲げる採用試験については同法第108条に規定する短期大学卒業の程度、第5条第1項第3号に掲げる採用試験については同法第56条に規定する高等学校卒業の程度とする。

(受験資格)

第9条 第5条第1項各号に掲げる採用試験の受験資格は、別表第3に定めるとおりとする。

2 広域連合長は、採用試験の実施に際し前項に規定する受験資格により難い特別の事情が認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該受験資格を変更することができる。

第10条 前条の受験資格を有しない者並びに法第16条の規定に該当する者及び日本の国籍を有しない者は、採用試験を受けることができない。ただし、中級試験については、日本の国籍を有しない者であっても、採用試験を受けることができる。

(試験機関)

第11条 試験機関は、広域連合長とする。

(試験機関の権限)

第12条 試験機関は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験を告知し、周知させること。
- (2) 受験の申込みを受理すること。
- (3) 採用試験を実施すること。
- (4) 採用試験の結果に基づいて合格者を決定すること。
- (5) 名簿を作成すること。

(6) 採用試験の施行に必要な事項について調査すること。

(7) 前各号に規定するもののほか、採用試験の施行に関する事務を処理すること。

(採用試験に関する秘密)

第13条 採用試験に関する事務に従事する者は、採用試験に関する秘密その他その職務上知ることのできた秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

(採用試験の施行)

第14条 第5条第1項各号に掲げる採用試験は、それぞれ毎年1回以上行うものとする。

(採用試験の中止)

第15条 試験機関は、採用試験の対象となる職に欠員の生ずることが見込まれない等の事情が認められる場合には、前条の規定にかかわらず、当該採用試験を行わないことができる。

(採用試験の実施)

第16条 採用試験は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において実施する。

2 採用試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、その試験種目は、試験機関が定める。

(採用試験の告知)

第17条 広域連合長は、採用試験を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を福島県自治会館前の掲示場に公示するほか、広域連合のウェブサイトへの掲載により告知するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による採用試験の名称
- (2) 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- (3) 受験資格（第9条第2項の規定により変更する場合を含む。）
- (4) 第一次試験又は第二次試験の試験種目及び出題分野
- (5) 採用試験の実施時期及び試験地
- (6) 合格者の発表の時期及び方法
- (7) 受験申込みの手続
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項

(採用試験の周知)

第18条 試験機関は、採用試験を行う場合には、前条の規定により告知するほか適切な手段により、受験に必要な事項を周知させるように努めるものとする。

(受験の申込み)

第19条 採用試験を受けようとする者は、この規則の定める手続により、受験の申込みをしなければならない。

- 2 受験の申込みは、所定の受験申込書を試験機関に提出して行うものとする。
- 3 受験の申込みは、試験機関の定める申込受付期間内に行わなければならない。
- 4 郵便で提出された受験申込書が、申込受付の最終日後に試験機関に到達した場合において、まだ当該採用試験が実施されていないときは、申込受付の最終日以前の通信日付印（通信日付印のないものについては、差出証明書）があるものに限り、申込受付期間内に提出されたものとみなす。

（受験の申込みの受付）

第20条 試験機関は、受験の申込みが行われた場合には、受験申込みの時期、受験申込書の記載事項その他の事項について審査し、受験の申込みの要件を満たしていると認めるときは、当該受験の申込みを受け付けなければならない。

- 2 試験機関は、受験の申込みの不備があつて補正することができるものと認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。
- 3 試験機関は、受験申込書の軽微な不備については自ら補正することができる。
- 4 試験機関は、受験の申込みを受け付けたときは、第一次試験の実施の日時、試験場その他の必要な事項を記載した受験票を受験申込者に交付しなければならない。

（受験の申込みの却下）

第21条 試験機関は、受験の申込みが要件を満たしておらず、かつ、補正することができないと認めるときは、当該受験の申込みを却下しなければならない。

- 2 前項の規定により受験の申込みを却下したときは、その理由を付して、当該受験申込者に通知しなければならない。

（受験）

第22条 採用試験を受けることができる者は、当該採用試験についての受験の申込みを受け付けられた者でなければならない。

- 2 一の試験種目を受けなかった者は、当該採用試験についてその後に実施する試験種目を受けることができない。
- 3 第二次試験は、当該採用試験の第一次試験の合格者でなければ受けることができない。

（第二次試験の通知）

第23条 試験機関は、第一次試験の合格者を決定したときは、当該合格者に対し、第二次試験実施の日時、試験場その他の受験に必要な事項を通知するものとする。

（試験管理者等）

第24条 広域連合長は、試験場における採用試験の実施を管理するため、試験管理者を指名し、又は委嘱するものとする。

- 2 試験管理者は、当該試験場における採用試験の実施を管理する。

- 3 試験係員は、試験管理者の指示に従い、当該試験場における採用試験に関する事務に従事する。
- 4 試験管理者は、採用試験の適正な実施に著しく困難な事情があると認める場合には、速やかに広域連合長に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、広域連合長は、既に告知したものと異なる時間又は試験場において、採用試験を実施することを指示することができる。
- 5 試験管理者は、採用試験の適正な実施を確保するため、採用試験に関する事務に従事する者以外の者が、当該採用試験の実施に直接関係のある場所に自由に立ち入ることを制限することができる。

(受験の拒否等)

第25条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者については、試験管理者は、当該採用試験を受けさせず、若しくは当該採用試験の実施の場所から退場を命じ、又は広域連合長は、既に受けた当該受験を無効とすることができる。

- (1) 不正の手段により当該採用試験を受け、又は受けようとした者
- (2) この規則若しくは広域連合長の定めに違反し、又は広域連合長若しくは試験管理者の指示に従わない者
- (3) その他当該採用試験の適正な実施を妨げた者

(採用試験の再実施)

第26条 広域連合長は、天災その他避けることのできない事故により採用試験の全部又は一部を受けることができなかつた受験申込者がある場合で特に必要と認めるときは、当該申込者に対し、新たに日時、試験地及び試験場を定めて当該採用試験の全部又は一部を実施しなければならない。答案等の判定資料の滅失等やむをえない事情により合格者の適正な決定ができない場合の当該判定資料の滅失等に係る受験申込者に対しても、同様とする。

- 2 広域連合長は、前項の規定により採用試験を再実施する場合には、その旨及び受験に必要な事項を第17条に定める方法により告知し、又は当該受験申込者に必要な事項を通知しなければならない。

(判定基準)

第27条 広域連合長は、第5条第1項各号に掲げる採用試験の試験種目ごとに採用試験の対象となる職に係る能力及び適性を有するか否かを判定する基準を定めるものとする。

(最終の合格者)

第28条 広域連合長は、第5条第1項各号に掲げる採用試験ごとに、前条に定める判定基準に達した受験者について、すべての試験種目についての結果を総合して得られた成

績順に従い、必要と認められる数の最終の合格者を決定する。

(合格者の発表)

第29条 広域連合長は、合格者を決定したときは、広域連合長の定める場所にその受験番号を掲示して発表するとともに、書面で合格者である旨を本人に通知するものとする。

(名簿の作成)

第30条 広域連合長は、採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、採用試験の行われた職の区分に応じて、名簿を作成する。

2 名簿には、最終の合格者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

3 名簿は、最終の合格者を発表したときから効力を生じる。

4 名簿に記載された事項については、前項に規定する名簿の確定後は、いかなる事由があっても変更又は訂正することができない。ただし、次条、第32条及び第34条の規定により変更又は訂正を行う場合については、この限りでない。

(名簿からの削除)

第31条 広域連合長は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。ばならない。

(1) 当該名簿から職員に採用された場合

(2) 当該名簿から採用される意思のないことを届け出た場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、採用に関する再三の照会に応答しないこと等の事由により当該名簿から採用される意思がないと認められる場合

(4) 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合

(5) 前号に掲げる場合のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合

(6) 当該名簿の対象となる職に係る採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合

(7) 当該名簿の対象となる職に係る採用試験の受験の申込み又は当該採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(8) 死亡した場合

(名簿への復活)

第32条 広域連合長は、前条第2号から第6号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができる。

(通知)

第33条 広域連合長は、第31条の規定により採用候補者を名簿から削除したとき（同条第1号、第2号若しくは第8号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。）又は前条の規定により採用候補者を名簿に復活し、若しくはしなかったときは、その旨を本人に通知するものとする。

（名簿の訂正）

第34条 広域連合長は、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があった場合又は事務上の誤りがあった場合においては、速やかに名簿を訂正するものとする。

（名簿の失効）

第35条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生したときから1年とする。

2 広域連合長は、災害その他特別の事情により、前項の規定により難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、必要と認める期間、当該名簿の有効期間を延長することができる。

3 広域連合長は、名簿を失効させることを適当と認める場合には、当該名簿を失効させることができる。

4 広域連合長は、前項の規定により名簿を失効させたときは、その旨を当該名簿に記載されていた採用候補者に通知するものとする。

（選考による職員の採用）

第36条 法第17条の2第2項に規定する選考により職員を採用する場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。

(1) 標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職以外の職

(2) 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。次号において同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）その他これらの法人と同等と広域連合長が認める法人又は他の都道府県の職員の職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする職

(3) かつて職員（国、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人その他これらの法人と同等と広域連合長が認める法人又は他の都道府県の職員を含む。）であった者をもって補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と同等以下と広域連合長が認めるもの

(4) 国若しくは他の都道府県の採用試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする

る職で当該採用試験又は選考に係る職と同等以下と広域連合長が認めるもの。)

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (6) 法第22条の2の規定により会計年度を超えない範囲で採用された者をもって補充しようとする職
- (7) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと広域連合長が認める職又は採用試験を行っても職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると広域連合長が認める職

2 前項第7号の規定に基づき、選考により採用する職種は、別表第4に定めるとおりとする。

（選考の方法）

第37条 選考は、選考される者が、職に係る能力及び適性を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする広域連合長が定める選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、実地試験その他の方法を用いることができる。

（選考の実施）

第38条 選考は、任用しようとする者についてその都度行うものとする。

（職員の任用替）

第39条 任期を定めて任用した職員を任期の定めのない職員の職に任用する場合は、特別の定めがある場合のほか、採用の方法によるものとする。

（条件付採用の期間の延長）

第40条 職員（法第22条の2の規定により採用された職員を除く。）が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第41条 広域連合長は、次に掲げる場合においては、現に職員（法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する
場合

(補則)

第42条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

採用試験	対象となる職
上級試験 (大学卒程度)	標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職
中級試験 (短大卒程度)	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職
初級試験 (高校卒程度)	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職

別表第2 (第6条・第7条関係)

採用試験	採用試験の対象となる職	試験種目
上級試験 (大学卒程度)	一般行政の事務に関する業務に従事することを職務とする職	1 筆記試験 (教養、専門及び論述試験) 2 口述試験 3 適性検査 4 その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法
中級試験 (短大卒程度)	主として栄養士に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	1 筆記試験 (教養及び作文試験) 2 口述試験 3 適性検査 4 資格調査 5 その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法
初級試験 (高校卒程度)	一般行政の事務に関する業務に従事することを職務とする職	1 筆記試験 (教養及び作文試験)

	する職	2 口述試験 3 適性検査 4 その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法
--	-----	---

別表第3（第9条関係）

採用試験名	受験資格
上級試験（大学卒程度）	1 試験告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者 2 試験告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の3月末日までに卒業見込みの者 (2) 試験機関が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
中級試験（短大卒程度）	試験告知の日の属する年度の4月1日における年齢が35歳未満の者で、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのもの
初級試験（高校卒程度）	試験告知の日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者（大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の3月末日までに卒業見込みの者を除く。）

別表第4（第36条関係）

- 1 保健師
- 2 看護師
- 3 准看護師